

[別紙1]

とっとりオリジナルメニューづくり支援事業の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の10日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出 (事業完了から■日以内)

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了した日です。

○完了届を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

額の確定通知書記載の支払予定日までに指定口座に振り込みますの
で、振込指定口座を口座振替依頼書に記載して提出してください。

資料提出・問い合わせ先

- 東部地域振興事務所 東部振興課
鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地
0857 - 20 - 3659
- 中部総合事務所 地域振興局 中部振興課
鳥取県倉吉市東巖城町2番地
0858 - 23 - 3205
- 西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課
鳥取県米子市糺町一丁目160番地
0859 - 31 - 9648
- 市場開拓局 食のみやこ推進課 普及推進担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7853 syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp